

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
議長	※ 委員発言が行われた部分のみ記述する。 地域密着型サービス事業者の選定について、地域包括支援センターの運営状況について、地域密着型サービス事業者の指定・指導状況について、その他を議題とする。 (1) 協議事項 地域密着型サービス事業者の選定について、事務局から説明をお願いする。
高齢者支援課副主幹 (高齢者支援担当)	資料1-1 令和7年度地域密着型サービス事業者の選定について 資料1-2 地域密着型サービス開設計画書 資料1-3 令和7年度地域密着型サービスの公募に関するヒアリング評価表 を用いて説明。
議長	事務局から説明があった。各委員のご質疑、ご意見をいただきたい。
大澤委員	施設の場所はどこか。また、これまで市内にグループホームが8施設あるが、社会福祉法人が運営しているところ等はあったと思うが、株式会社で幅広い事業を行っている事業所は初めてだと思う。今回の事業所は地域に根差した考えを持っているようであるが、市がヒアリングをした時の印象等を聞きたい。
高齢者支援課副主幹 (高齢者支援担当)	地図はないが、場所は東町で線路に近い茶畑の土地だったところ。また、ヒアリング時には、地域密着型サービスの施設であることから地元の方の採用や地元の業者に対応する等、地域貢献の意向を話していた。
高齢者支援課長	場所の補足だが、行政道路を所沢方向へ進み、リサイクルショップ近

発 言 者	発 言 内 容
宮澤委員	くの交差点を左折して東町団地の向かい側になる。 今回３種類の施設を募集して２種類は応募が無かったが、その理由は。応募が無かったことで市にどのような影響があるのか。そして、先ほどの質問にもあったが、医療法人や社会福祉法人ではなく、今回は民間企業が応募したが、応募条件があるのか。また、資料１－１ ４．スケジュールの文中に「運営委員会」と記載があるが、これは何か。更に、文中の「決定」、「選定」、「指定」の違いがわからない。また、選定委員によるヒアリングでの質疑を教えてください。
高齢者支援課副主幹 (高齢者支援担当)	今回、３種類の施設を募集したが、応募があったのは認知症対応型共同生活介護（グループホーム）だけであった。定期巡回・夜間対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護は応募が無かった。定期巡回・夜間対応型訪問介護看護は介護士の定期訪問で人手が必要だが、職員の人材確保が難しいため事業者は開設が難しいのかもしれない。小規模多機能型居宅介護も実施する事業所が現状では少ないのかもしれない。今回応募が無かった種類の施設も必要であり、高齢者保健福祉計画の予定より１施設ずつ不足しているため、引き続き募集をかけていきたい。応募条件は、事業者が法人格を有していること、介護保険関係法令や建築基準法、各税の滞納がないことや暴力団排除条例に該当しないこと等諸法令基準を満たすこと、資金等長期的・安定的な運営が可能であること、他に地域密着型サービスを運営していること等である。今回、応募のあった事業者はこれら条件に適應しているため受付した。また、ヒアリングでは、資料１－３に準じて質問等をしており、例えば、ワクチン接種の補助金等費用負担は誰が行うのか、虐待通報体制を整えているか等。また、運営が厳しくなった場合にはどのような対応をするのかという質問に対しては、入居者が少ない場合は入居促進に努めることや人材不足

発 言 者	発 言 内 容
	の場合には職員の人材確保に努めること等の話があった。そして、職員の育成に関しては会社で研修を実施したり、外国人職員で会話はできても文字が書けない人が多いので記録の作成を手伝っていたり、地域との関わりや連携等について話をした。地域との関わりについて他での取り組みとして、例えば、移動販売車が来る施設では地域の方にも開放する、小学校と共同で認知症の講義や活動等のイベントの実施、地域の見守りを考えていると言っていた。そして、文中の「運営委員会」は「運営協議会」の誤りである。また、語句の意味として、「選定」は応募があった事業者から1事業者を選ぶこと、「指定」は運営を実施して良いか認めること、「決定」は最終的にその事業者で良いか市長が決定することである。
議長	(1) 協議事項 地域密着型サービス事業者の選定及び指定について、異議はあるか。
委員	異議なし。
議長	次に、(2) 報告事項 地域包括支援センターの運営状況について事務局から説明をお願いする。
高齢者支援課副主幹 (地域支援担当)	資料2-1 令和7年度入間市地域包括支援センター設置状況 資料2-2 令和7年度入間市地域包括支援センター事業に係る委託料の支出に関する運用基準 資料2-3 令和6年度入間市地域包括支援センターに関する決算について を用いて説明。

発 言 者	発 言 内 容
議長	事務局から説明があった。各委員のご質疑、ご意見をいただきたい。
議長	地域包括支援センターの人件費に関して、専門職が4人体制のところは非常勤勤務でも可能なのか。また、採用方法は法人が決定するのか。
高齢者支援課副主幹 (地域支援担当)	資料2-2の2ページの表中にあるように、高齢者人口が6,000人を超えている地域は専門職を4人体制としており、その内1人は常勤換算方法で非常勤職員でも可能である。また、採用は法人が決定している。
宮澤委員	資料の作成について、資料2-1の認定率の表記を高齢化率のように分母と分子が何かわかりやすく示してほしい。また、東金子地区地域包括支援センターの主任ケアマネの欠員が間もなく解消されることは承知した。昨年度協議した藤沢地域包括支援センターの4人体制について早速反映されたことは評価する。
高齢者支援課副主幹 (地域支援担当)	表記方法は資料作成の参考にさせていただく。
議長	地域包括支援センターの業務量や市民への対応を考えると、高齢化率が30%を超えたことも大切なデータであるが、それより介護保険認定率が重要だと思う。
議長	次に、(2)報告事項 地域密着型サービス事業者の指定・指導状況について事務局から説明をお願いする。
介護保険課副主幹	資料3 地域密着型サービス事業所の指定・指導状況を用いて説明。

発 言 者	発 言 内 容
	※資料3 訂正「地域密着型通所介護 No.11～No.13 指導状況令和7年度（予定）集団指導に付いている○を削除」
議長	事務局から説明があった。各委員のご質疑、ご意見をいただきたい。
議長	利用定員は同時に利用できる上限という意味なのか。また、利用者は事前にわかるのか。
介護保険課副主幹	通所介護では、一度に利用できる定員である。例えば、定員10人の通所介護施設では、午前に10人、午後に10人可能であり、1日の合計が20人になることもある。また、利用者はケアプランに従って利用されるので、事前にわかる。
大澤委員	廃止になった事業所もある。ケアマネの視点からは、施設を利用していた人が大勢いて、どこでも良いというわけではなくそこが良いから利用していた人もいて、急に廃止の連絡を受けて他を探すことになった等困ったと思う。市にどのような形で廃止の相談や報告があったのか。
介護保険課副主幹	市に廃止の届出があった。廃止の理由はスタッフの確保ができなくなったためと聞いている。
宮澤委員	資料1-1 地域密着型サービス事業者の選定にも関係しているが、定期巡回・夜間対応型訪問介護看護は入間市には無いのか。また、無くても問題はないのか。
介護保険課副主幹	現在、市内に定期巡回・夜間対応型訪問介護看護施設は無いが、今後、高齢者が増えていくので必要だと考えている。狭山市の施設に空き

発 言 者	発 言 内 容
副会長	があれば使用可能のため、依頼している。 定期巡回・夜間対応型訪問介護看護施設は人員配置がかなり厳しいと聞いているため、事業所の開設が難しいのではないかなと思うが、ケアマネから定期巡回・夜間対応型訪問介護看護の要望はある。ヘルパーや訪問介護の現場ではどうか、栗原委員に伺いたい。
栗原委員	行政が感じている以上に利用したい方はいると思う。ただ、私の会社でも人材不足であり、介護と看護の組み合わせは難しいのではないかな。訪問介護事業所を見ても、昼間だけで精一杯なところもあると思う。知り合いの定期巡回・夜間対応型訪問介護看護に話を聞くと、やはり大変で常に人材を確保しなければならないそうである。入間市も今後は必要なのではないかな。
副会長	地域包括ケアシステムの構築の中で外せないものだと感じる。今後、ニーズが出てきたときに人材確保が必要と思う。
議長	(3) その他について、委員から意見はあるか。
委員	特に意見なし。 以上で本日の議題を終了する。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

2025年 8月 13日

議 長 の 署 名

江口哲郎

